

浜田市立今福小学校 いじめ防止基本方針

浜田市立今福小学校

平成 26 年 2 月策定、平成 27 年 2 月改訂 平成 29 年 3 月改訂 平成 30 年 4 月改訂 令和 2 年 4 月改訂
令和 4 年 4 月改訂 令和 6 年 4 月改訂 令和 7 年 4 月改訂 令和 8 年 4 月改訂

はじめに

「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。」また、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる。」という基本認識に立ち、本校の児童一人一人が楽しく豊かな学校生活を送ることのできる、いじめのない学校を作るために、いじめ防止のための基本方針を策定する。

以下、本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢を示す。

○いじめを許さない雰囲気を作る。

○児童、全職員の人権意識を高める。

○児童一人一人の自尊感情、自己肯定感を高めるための教育活動を推進し、児童と教職員、児童と児童の温かな人間関係を築く。

○いじめの防止と早期発見・早期解決のために組織的に対応する。

○いじめ問題について、保護者や地域、関係機関との連携を図る。

1 「いじめ」とは（「いじめ防止対策推進法」第 2 条を参照）

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校においては、この「いじめ」の定義を踏まえ、「いじめ」を受けた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、その児童を守るという立場に立って、対応を行う。

2 「いじめ」を未然に防止するために

いじめ問題において、未然防止に取り組むことが最も重要である。「いじめはだれにでも起こりうる」という認識を全職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌作り」に取り組む必要がある。

<取り組むこと>

○学級経営の充実

- ・生徒指導提要に示されている「生徒指導の実践上の 4 つの視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土情勢）」を踏まえ、安全・安心な居場所となる学級づくり、魅力ある授業づくりに努める。
- ・児童一人一人が認められ、お互いのちがいを認め合い、児童が学級の一員としての所属感がもてるような学級づくり、授業づくりを行う。また、学級のルールを守るといった、規範意識の醸成に努める。教師は児童

との信頼関係を深める。

- ・年度初めには、学級のルールや規範を定め、児童が守れるように年間を通じて継続した指導を行う。また、改善に向けて、粘り強く、毅然とした対応をする。
- ・正しい言葉づかいができる集団を育てる。人権意識を欠いた言動には、適宜指導を行う。
- ・「いじめは決して許されない。」という認識を児童が持つよう、教師が「いじめは決して許さない」という態度を示し、様々な活動の中で指導する。
- ・「いじめ」を見て見ぬふりをするのは「いじめ」と同じことや、「いじめ」を見たら、教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つ。

○授業中における生徒指導の充実

- ・わかる授業を行い、児童の学力向上を図るとともに、学習に対する達成感、成就感を持たせ、自己有用感や自己肯定感が高まるようにする。また、担任は授業改善のため年1回は授業を公開し、協議を行う。
- ・学習規律の徹底を図る。(着席、発表の仕方、聞き方、姿勢等の指導を徹底する。)
- ・互いの考えの良さやちがいを認め合い、学び合えるような学習展開を意識した授業を行うよう努める。

○人権教育や道徳教育などの充実

- ・児童が「いじめをなくすために」を朝の放送で読み、復唱する。(毎月初め)
私たちは、「お互いを大切にし、相手の気持ちを考えて、人が嫌がることは絶対にしません、言いません」
- ・児童が「今福小学校人権宣言文 今福小学校児童は 友達を大切にし 言葉に気をつけて 楽しい学校にすることをちがいます」を朝の放送で読み、復唱することで意識する。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった、命の大切さを道徳科や学級活動の時間を通して育む。(年間計画に思いやり週間を位置づけ、人権に関わる指導を行う。)
- ・自己有用感や自己肯定感、自尊感情を育てていくため、お互いのよさを伝え合う場を各学級や縦割り班の活動の中に取り入れる。

○学校行事の充実

- ・学校行事を児童が達成感や自己肯定感、感動、人間関係の深化が図られることができるかの視点を持ち、企画する。
- ・児童会の取組として「いじめ問題」に関することを行う。

○家庭・地域との連携

- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・保護者や地域の方に「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携が大切であることを学校便りや学校運営協議会、民生委員との連絡会等で伝え、理解と協力をお願いする。
- ・授業公開日に人権に関わる学習の授業を公開し、懇談会で話題にする。

○研修の充実

- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深めるため、校内研修を実施する。

特に全職員が人権感覚を磨き、自己の言動について振り返るようにする。

- ・外部の専門機関等と連携し、「いじめ」についての研修を夏期休業中に行う。

○相談体制の確立

- ・職員が問題を一人で抱え込まず、同僚や管理職に相談、報告をする。
- ・児童に対し、年度初めや学期始め等、適宜、職員に相談することの大切さについて話をする。
- ・学校の取組を保護者や地域にも積極的に伝える。

○その他

- ・年間計画に思いやり週間を位置づけ、人権に関わる指導を行う。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応

「いじめ」は早期発見が早期解決につながる。「いじめ」は大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、全職員が児童のささいな変化を敏感に察知し、「いじめ」を見逃さないことが大切である。また、児童の情報を教職員間で共有することはもちろん、保護者や地域の方からも情報を収集することが大切である。

<早期発見のために>

○教員と児童との日常の交流を通しての発見

- ・休み時間や放課後などの時間に気になる様子に目を配る。また、言動や服装等、普段と異なる様子が見られた場合には、気がついた職員から声かけをし、様子を伺う。
- ・教員が児童と遊ぶことを通して、児童の変化に気づいたり、児童同士の人間関係をつなげたりする。

○複数の職員による発見

- ・多くの職員が様々な活動を通じて、児童と関わることにより、発見の機会を多くする。
- ・教室から職員室に戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近を確認したりする。
- ・職員がいない場所ほど「いじめ」が起こりやすいという認識のもと、休み時間、放課後の校内巡回を積極的に行う。
- ・定期的な情報交換を職員会議で行う。

○チェックリストによるチェック、アンケート調査の実施と分析

- ・隔週木曜日に「いじめに関するチェックリスト」(別紙①)を用い、自学級の児童にいじめにつながる兆候はないかを確認し、報告する。
- ・「こころのアンケート」を学期に1回実施し、結果から児童の様子や変化などを全職員で共有する。
- ・適宜、職員が指導を確認するためのチェック(別紙②)を行い、自分の指導等を振り返る。

○教育相談を通じた実態把握

- ・「こころのアンケート」実施に合わせ教育相談(個人面談)を行い、実態把握に努めるとともに、全職員で共通理解を図る。

○客観的な調査による実態把握

- ・3年生以上は「アンケート QU」を年2回実施し、客観的なデータからの実態把握と分析、よりよい学級集団作りに努める。

○いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ・「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」ことであると、日頃から指導し、児童に浸透させる。
- ・学校における「いじめ問題」に対する学校の考え方や取組を保護者や地域に学校便りや PTA 総会等で周知し、共通認識に立った上で、「いじめ」発見及び情報提供の協力を求める。

＜早期対応について＞

○早期対応のために

- ・職員が気づいた、あるいは児童、保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を速やかに把握する。その際、加害者、被害者といった二者関係だけでなく、構造的にとらえる。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・事実及び事実関係をすぐに校長、教頭に報告する。

○対応チームの編成とケース会議の実施

- ・事案に応じて、柔軟にチームを編成する。（5 校内体制について参照）

○いじめ情報（気になる情報）の把握と事実確認

- ・事実の有無や内容の真偽についての情報収集や事実の確認を迅速且つ正確に行う。

※把握した教員1人で解決しようとししない。

※関係児童の担当教員の指導力が否定されるととらえ、報告がされない、または遅れることがないようにする。

（情報収集及び対応については、今福小学校危機管理マニュアルを参照）

○対応方針と役割分担の決定

- ・情報の整理…いじめの態様、関係者、被害者、加害者等、周囲の児童の様子など。
- ・対応方針 …緊急度の確認「自死」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認。
事情聴取や指導の際に留意することの確認。（聴取は2名体制が望ましい）
- ・役割分担 …被害者からの事情聴取と支援。
加害者からの事情聴取と指導。
周囲の児童と全体への指導。
保護者、関係機関の対応。

○事実の究明と支援及び指導

- ・「いじめ」の状況、「いじめ」のきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- ・聴取は、「いじめ」を受けた者、周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)、「いじめ」を行った者の順に行う。また、徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点を置いた対応を心掛ける。
- ・いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- ・安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。
- ・関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- ・聴取を終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や児童の様子により当該者を自宅まで送り届けるなど配慮する。

(事情聴取の段階ではではないこと)

- ・いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ・注意、叱責、説教だけで終わること。
- ・双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ・当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

○「いじめ」の関係者への指導

①いじめられている児童への対応

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する。
- ・子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
- ・担任を中心に、児童が話しやすい教員等が対応する。
- ・「いじめ」を受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
- ・時間や場を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。
- ・学校は、「いじめ」を行う児童を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・「いじめ」を行った児童との今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- ・学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師等の連絡先、または相談機関の連絡先を教えておく。
- ・「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。
- ・「いじめ」問題が原因で、当該児童やその保護者が転学を希望する場合には、上記のような支援を具体的にを行い、「いじめ」問題の解決に向けた環境整備や再発防止の取組について理解を促す。
- ・連絡帳や生活ノートとの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

②「いじめ」を行った児童への対応

- ・「いじめ」を行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。
- ・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。
- ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。
- ・「いじめ」の非人間性や「いじめ」が他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。
- ・自分が「いじめ」を行ったことの自覚をもたせ、責任転嫁等を許さない。
- ・「いじめ」に至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

- ・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
- ・「いじめ」の状況が一定の限度を超える場合には、「いじめ」を受けている児童を守るために、「いじめ」を行った児童に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求めたりするなど、厳しい対応策を取ることも必要である。
- ・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、教育委員会や保護者間で十分な共通理解、及び連携を図る。
- ・連絡帳や生活ノート、面談などを通して、教員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。
- ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

③傍観したり周囲にいたりした児童への指導

- ・「いじめ」は、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・「いじめ」の問題に、教員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・「いじめ」の事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。
- ・「いじめ」を告げたことによって「いじめ」を受けるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。
- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者である事実を受け止めさせる。
- ・「いじめ」を受けた児童は、傍観していたなど、周囲にいた児童の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ・「いじめ」の発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・「いじめ」を許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
- ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- ・「いじめ」が解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

○保護者との連携

①いじめを受けた児童の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・「いじめ」を受けた児童を学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
- ・「いじめ」の全貌が分かるまで、「いじめ」を行った児童の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

②「いじめ」を行った児童の保護者との連携

- ・事情聴取後、児童を送り届けながら家庭訪問を行う等、事実を経過とともに伝える。
- ・「いじめ」を受けた児童の状況も伝え、「いじめ」の深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。

4 重大事態への対処

「いじめ」に関する一定の事態を「重大事態」と定め、当該重大事態の対処と、当該重大事態と同種の事態の今後の発生を防止する。

○重大事態の定義

「いじめ」により本校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、または「いじめ」により本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、この少なくとも一方に該当する場合を「重大事態」と定める。

○重大事態の調査

- ・児童に対する「こころのアンケート」及び「アンケートＱＵ」、教育相談の実施
- ・教員に対する聴き取り及び「いじめに関するチェックリスト」の実施

○重大事態の報告

重大事態が発生した場合、校長から浜田市教育委員会に報告する。

5 校内体制

- ・校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、担任とするが、必要に応じて、教務主任、人権・同和教育主任、学校運営協議会、主任児童委員、ＳＣ、ＳＳＷ、保護者（ＰＴＡ役員）、児童も参加する。

- ・役割としては、本校における「いじめ」防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者への「いじめ」防止の啓発等に関することを行う。

6 評価

取組をPDCAサイクルで評価し、改善していく。

○PDCAサイクル

- ①児童の現状を把握し、課題を発見する。
- ②課題をいつまでにどう変えるという目標を設定する。
- ③目標を達成するための具体的な取組について計画を策定する。…P l a n
- ④一連の取組を実施する。…D o
- ⑤期間終了後、目標の達成状況を把握し、①から④について、それぞれの適否を検証する。…C h e c k
- ⑥新たな課題を①とし、再び②から⑤を実施する。…A c t i o n

○改善

「いじめ」に関する項目を盛り込んだ教職員及び保護者、児童への学校評価アンケートを年に2回（7月、12月）実施し、取組の検証を行う。取組をPDCAサイクルで評価し、改善していく。

7 年間の取組計画

月	校内での取り組み	その他 関係機関との連携等
4	「いじめ」防止対策委員会立ち上げ 「いじめ」防止基本方針策定の提示・確認 PTA 総会における保護者への説明	問題行動報告書提出（市教委）：前年度 3 学期分
5～6	学校運営協議会・民生児童委員への説明 児童へ「こころのアンケート」実施集計 教育相談 アンケート・教育相談を受けての情報交換 「アンケート QU」実施→結果分析（夏季休業中） 職員研修	
7	1 学期の取組についての振り返り 2 学期の方針決定	不登校・不登校傾向児童調査の提出（市 教委）
夏季休業	人権・同和教育研修（金城自治区合同研修会） 「いじめ」についての研修	
9		問題行動報告書提出（市教委）
10	児童へ「こころのアンケート」実施集計 教育相談 アンケート・教育相談を受けての情報交換	
11	「アンケート QU」実施→結果分析（冬季休業中） 職員研修	
12	2 学期の取組についての振り返り 3 学期の方針決定	不登校・不登校傾向児童調査の提出（市 教委） 世界人権デー
1	職員研修	問題行動報告書提出（市教委）
2	「こころのアンケート」実施 教育相談 アンケート・教育相談をうけての情報交換	
3	今年度の取組についての振り返り，次年度の方針決定 いじめ防止基本方針の評価	不登校・不登校傾向児童調査提出（市 教委）
随時	いじめ防止対策委員会 生徒指導委員会 「いじめチェックリスト」（毎月 15 日ごろ） 児童集会（随時） 人権集会（金城自治区小学校高学年・中学校） いじめ 0 宣言など（委員会の計画による）	共通理解を図る